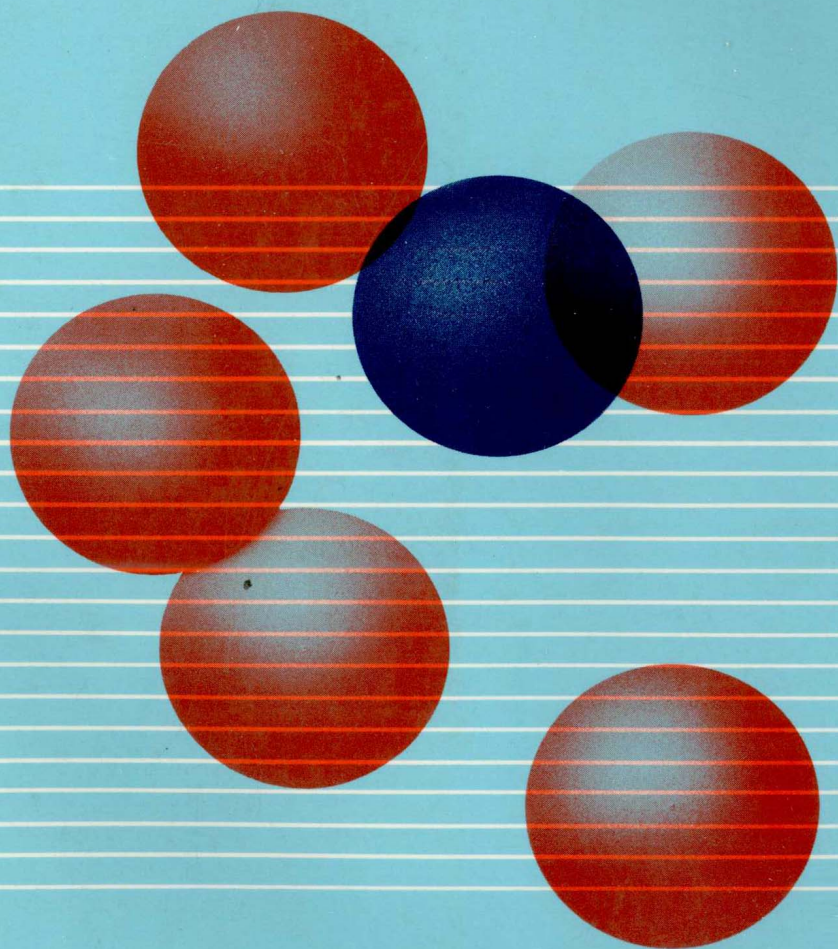


金融法務読本

昭和59年版

堀内仁・石井眞司監修



金融法務読本

昭和59年版

堀内仁・石井眞司監修

＜監修者の略歴と著書＞

堀内 仁 (ほりうち まさし)

昭和3年九州帝国大学法学部卒業，弁護士，日本勧業銀行，第一勧業銀行調査部顧問を経て現在大東文化大学講師

有抵当貸付（物価調査会） 貸付担保（青林書院）

貸付整理（有斐閣） 判例財団抵当法（日本評論新社）

金融判例総覧上・中・下（金融財政事情研究会）

当座勘定約定書ひな型の解説（金融財政事情研究会）

石井 眞司 (いしい しんじ)

昭和26年司法試験合格，昭和27年中央大学法学部卒業，同年日本勧業銀行に入行，昭和41年最高裁司法研修所修了後同行に復職，現在第一勧業銀行調査部顧問。

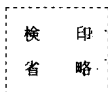
新銀行取引約定書の解説（経済法令研究会）

不渡処分の先例と実務（共著・金融財政事情研究会）

金融法務読本 〔昭和59年版〕

昭和59年3月1日 第1刷発行

定価 2,400 円



監修者	堀内 仁
	石井 眞司
発行者	戸部 虎夫
印刷所	株式会社 文唱堂

〒160 東京都新宿区南元町19

発 行 所 社団法人 金融財政事情研究会

企 画・制 作 株式会社 金 融 財 政

販売総代理店 株式会社 キ ン ザ イ

T E L 03 (358) 0011(代) 振替 8-155845

© 1984 Printed in Japan 落丁・乱丁本はおとりかえします

2032—00591—1409

は し が き

金融法務に関する解説書の数が多いが、わかりやすく、内容が豊かで、最新の問題まで採り入れ、銀行取引の全般を一巻にまとめた手ごろなものといえば、なかなか恰好なものはない。そこで、高校卒業程度の新入行員にも容易に理解でき、しかも、大学で法律を学んだ銀行員が読むに耐えるものをまとめあげるとの意気込みのもとに企画・刊行されたのが、旧「金融法務読本」である。昭和三七年に初版刊行以来、幸にして好評をもって迎えられ、改訂を加えること四回に及んだ。しかし、部分的な手直しには限界があるので、今般新たな構想のもとに全部を書き改めて、まったく装いも変えて、本書を世に送り出すことにした。

本書が手ごろで最新の銀行法務全般の解説を志向していることは、旧金融法務読本と変りはないが、異なる点をあげると、まず事務手続に関するものは、本書の理解に支障がないかぎり、できるだけ触れないことにしたことである。本書の使命が金融法務の解説にある以上、この行き方に読者も賛同してくださることと思う。これによって生み出した紙数は、主として法律的に最も問題の多い貸付・担保・保証の部分の充実にあてたほか、内国為替・外国為替の部分の充実にあて、その内容を豊富にした。なお、昨年四月一日から施行された新根抵当法と次々になされた代物弁済予約に関する最高裁判決によって担保の部分が、また本年四月九日から実施される全国銀行内国為替制度によって内為の部分がまったく面目を一新したことはいうまでもなく、さらに本年一月二日から実施されている個人信用情報センタ―にもふれている。その反面において、預金の部分は、従来のものよりも紙数が減少したが、利子課

税と少額貯蓄非課税制度の解説には、ことのほか力を注ぎ、こと法務に関するかぎり、この部分でも決して見劣りしないものとした。

執筆者には、各銀行の本部において現に活躍中の金融法務について指導的立場にあるベテランの方をお願いしたから、読者には十分満足していただけるものができたと、ひそかに自負している。

昭和四十八年三月十五日

堀内 仁
石井 眞司

昭和五九年版へのしがき

金融の自由化の波は、国際的にも国内的にも時代の大きなうねりとなって、金融機関の経営・業務に一大変革をもたらしつつある。また技術革新の波は、エレクトロニックバンキングの語に象徴されているように、金融機関の事務処理体制を一変させた。さらに社会的ニーズの多様化の波は、金融機関をして高金利商品の開発競争に走らせ、融資条件の緩和されたローン商品による対顧客サービスへの取組みとなる一方、社会的弱者たる消費者保護のための各種規制となって現われてくる。

具体的にいえば、都銀の内外信託業務への進出と外銀による金融開放への要請、国債の大量発行下における銀行のディーリング取扱いと海外CP・CDの国内持込み問題、金融機関・証券会社提携による新金融システム商品の開発、国債窓販の開始、国債定期口座の創設、住宅抵当証券の発行、変動金利型住宅ローンのほか新型ローンの登場、ファームバンキング・ホームバンキングによる取引情報の提供、CDの休日稼働、サラ金規制二法の施行、割賦販売法の改正への動き、クレジット販売における抗弁権の切断排除ないし共同責任を認めた裁判例の増加等々枚挙にいとまがないほどである。

しかし、金融機関の業務には、このようなダイナミックな制度的変革の著しい面とともに、時流によっても容易に変化することのない基本的・日常的な業務が厳然として存在することを忘れてはならない。それは地味ではあるが、的確な実務処理によって顧客の信頼をちととり、ミスに対しては臨機対応により被害を最小限にくい止めることが要請される業務分野であって、営業収益の基盤として企業の最も基礎的な体力のいかに問われる業務分野でもある。その意味で、この基本的・日常的業

務を習得し、応用動作のできる豊富な人材を育成することができるか否かが企業の将来を決する重要なファクターになるといっても決して過言ではないと思われる。かくして、前述した今日の課題への挑戦も可能になるというものである。まさに企業は人なり、である。

本書は、右のような金融機関行職員の能力開発に資するために、現在の金融取引の基本かつ最新の実践的な法的知識を提供することを目的とするもので、その能力向上に実績をあげつつあることは年毎に累版されている事実が何よりの証拠であると思われる。

ここに執筆者の方々の御協力を得て昭和五九年版を送り出すことができた。引き続き読者諸賢の御利用を願う次第である。

昭和五九年二月

堀 内 仁
石 井 眞 司

目次

はしがき	堀内 仁・石井眞司
昭和五九年版へのはしがき	堀内 仁・石井眞司

第一章 預 金	1
---------	---

I 預金にはどんな種類があり、その法的性質は何か	2
--------------------------	---

1 普通預金・通知預金・定期預金・総合口座	3
2 普通預金・通知預金・定期預金・総合口座の法的性質	10
3 当座預金	15
4 譲渡性預金	20
(1) 譲渡性預金とは	20
(2) 譲渡性預金の特徴	21
5 国債定期口座	23
(1) 国債定期口座とは	23
(2) 国債定期口座の法的性質	24
(3) 国債定期口座の法的性質	25
6 その他の預金	26

II	預金の金利はどのように規制されているか	29
----	---------------------	----

III	預金取引開始および預金受入れの手続と注意点	32
-----	-----------------------	----

1	普通預金の場合	32
(1)	取引開始の基本的手続と注意点	32
(2)	普通預金を受け入れる場合の注意点	33
2	定期預金の場合	36
(1)	取引開始の基本的な手続と注意点	36
(2)	定期預金の種類と受入れ上の注意点	37
3	総合口座の場合	39
(1)	取引開始の場合の手続と取扱条件	39
(2)	取引開始の場合の注意点	40
4	通知預金の場合	40
5	別段預金の場合	41
6	当座勘定の場合	42
(1)	取引開始の場合の手続と注意点	42
(2)	当座預金を受け入れる場合の注意点	45
(3)	当座預金受入れについて知っておくべき点	51
7	譲渡性預金の場合	53

(1)	受入れ上の一般的な注意点	53
(2)	譲渡性預金受入れの基本的手続と注意点	54
8	国債定期口座	55
(1)	取引開始の場合の手続	55
(2)	取引開始の場合の留意点	55
IV	預金支払の手続と注意点	57
1	預金支払についての一般的な注意点	57
2	各種預金支払の手続と注意点	64
(1)	普通預金の場合	64
(2)	定期預金の場合	67
(3)	総合口座の場合	70
(4)	積立定期預金の場合	70
(5)	通知預金の場合	71
(6)	別段預金の場合	72
(7)	当座預金の場合	73
(8)	譲渡性預金の場合	77
(9)	新型期日指定定期預金の場合	79

V	預金取引の解約手続と注意点	80
---	---------------	----

1	普通預金の場合	80
2	定期預金の場合	81
3	総合口座の場合	83
4	積立定期預金の場合	84
5	当座預金の場合	84
6	譲渡性預金の場合	87
7	新型期日指定定期預金の場合	88

VI	諸届の取扱いと注意点	88
----	------------	----

1	一般的注意点	88
2	改印届	90
3	預金証書、預金通帳、マネーカードの喪失届	91
4	手形・小切手の喪失届	91
5	名義変更届	93

VII	預金の譲渡・質入れの場合の取扱い	94
-----	------------------	----

1	預金の譲渡禁止特約と債権譲渡の方法	94
2	譲渡性預金の譲渡に関する手続と注意点	96

VIII	預金者死亡の場合の取扱い	97
1	相続制度のあらまし	97
2	実務の取扱い	107
IX	預金に対して差押命令・転付命令を受けた場合の注意	112
1	差押のあらまし	112
2	実務の取扱い	116
(1)	(仮)差押命令、転付命令、陳述の催告書の送達があった場合	116
(2)	差押債権者が取立にきた場合	118
(3)	転付債権者が支払請求にきた場合	121
(4)	差押の競合がある場合	123
X	預金の秘密保持義務	128
XI	利子課税制度	131
1	利子課税のあらまし	131
2	源泉分離課税	132
3	総合課税	133

XII	少額貯蓄非課税制度	135
-----	-----------	-----

1	制度のあらまし	135
2	非課税貯蓄申告書の提出	137
3	非課税貯蓄申込書の提出	138
4	非課税扱い	138

XIII	少額公債非課税制度	140
------	-----------	-----

1	制度のあらまし	140
2	適用対象となる国債、公募地方債の範囲	140
3	非課税扱いを受けるための手続	141
4	国債等窓口販売と制度の適用	142

XIV	勤労者財産形成貯蓄制度	142
-----	-------------	-----

1	制度のあらまし	142
2	制度の適用対象	143
3	財産形成貯蓄契約	144
4	財産形成貯蓄の非課税制度	144
5	財形持家個人融資制度	146
6	財形基金制度	148

7	財形年金制度	149
8	その他	151
第二章 相互掛金		
1	相互掛金とは何か	154
2	相互掛金の種類	157
3	残債式相互掛金と両建式相互掛金	159
4	相互掛金と定期積金	160
第三章 定期積金		
163		
第四章 手形交換		
1	手形交換所の組織と事業	176
2	手形交換の手続	178
3	不渡手形の返還	181
4	取引停止処分制度	183
5	取引停止処分の手続	185

第五章 貸 付……………193

I 貸付にはどんな種類があるか……………195

- 1 貸付金勘定となるもの……………195
- 2 割引手形勘定となるもの……………199
- 3 付随業務として貸し付けられるもの……………200

II 貸付の相手方についての注意点……………203

III 各種貸付の手続と注意点……………207

- 1 貸付の具体的手続に入る前の準備……………207
- 2 手形貸付の場合……………208
- 3 証書貸付の場合……………212
- 4 当座貸越の場合……………214
- 5 手形割引の場合……………215
- 6 コールローンの場合……………219
- 7 支払承諾の場合……………219
- 8 貸付有価証券の場合……………220

IV	貸出利率はどう規制されているか	221
V	消費者金融	225
1	消費者ローン	225
(1)	消費者ローンの定義	225
(2)	消費者ローン商品の概要	226
(3)	消費者ローン契約書ひな型の検討	229
2	個人信用情報センター	230
(1)	情報センターの役割	230
(2)	情報センターの組織と事業	231
(3)	情報の種類と登録	233
(4)	情報登録と顧客の同意	234
(5)	情報の照会・回答	235
(6)	苦情処理と信用回復	236
3	クレジット・カード	236
4	サラリーマン金融	240
(1)	貸金業規制二法の成立過程	240
(2)	貸金業規制法の概要	241

第六章 担保・保証 243

I 担 保 244

1 担保とはどんなものか 244

2 物的担保にはどんなものがあるか 245

3 約定担保物権の種類と効力 250

4 担保権設定契約上の留意点 254

5 各種の担保徴求の実務 257

(1) 不動産等抵当権の目的となりうる物件 258

(2) 預金等の指名債権 269

(3) 有価証券 270

(4) 無体財産権 273

(5) 営業用動産、機械設備 274

6 保険金の担保 275

II 保 証 276